⑷　優先交渉権者の選定後、設計業務についての見積合わせを実施したうえで、設計業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施する。

⑸　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、競争に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講じることがある。

ただし、技術提案の設計において、発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害により受注者の責めに寄らない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

4　担当部局

〒734―0022 広島市南区東雲２丁目13―28
国土交通省中国地方整備局広島国道事務所経理課　ＴＥＬ082―281―4132　内線407
E-mail　keiyaku.hirokoku@cgr.mlit.go.jp

5　説明書の交付及び申請書の提出に係る事項

⑴　説明書の交付

①　交付期間：令和４年12月27日から令和５年３月２日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から16時00分まで。

②　交付場所：上記４に同じ。

③　その他：電子入札システムにより交付する。ただし、電子入札システムに対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに４の担当部局に連絡すること。

⑵　申請書の提出方法

１）申請書

①　提出期間：令和４年12月27日から令和５年１月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から16時00分まで。

②　提出場所：上記４に同じ。

③　提出方法：

㋐　電子による場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が10ＭＢを超える場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。必着のこと。）により提出すること。

㋑　紙方式による場合　提出場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。必着のこと。）により提出する。

㋒　申請書は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。ただし、取り下げについては説明書に示す場合を除く。

２）技術提案書　技術提案書の提出要請を受けた者は、次に従い技術提案書を提出すること。

①　提出期間：令和５年２月２日から令和５年３月２日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から16時00分まで。

②　提出場所：上記４に同じ。

③　提出方法：

㋐　電子による場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が10ＭＢを超える場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。必着のこと。）により提出すること。

㋑　紙方式による場合　提出場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。必着のこと。）により提出する。

6　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金

１）設計業務　免除

２）建設工事　納付

⑶　技術提案書の無効　申請書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

⑷　優先交渉権者に係わる技術提案　提出を行う技術提案書の作成にあたっては、当該案件に参加しようとする他の技術提案提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

⑸　配置予定技術者と建設業法第７条第２号又は第15条第２号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認　本建設工事が建設業法第26条第３項に該当する場合、特定者となった者は、建設工事の契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

⑹　配置予定技術者及び専任補助者の確認　特定通知後、配置予定技術者等及び専任補助者の専任制違反の事実が確認された場合、建設工事の契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者及び専任補助者の変更は認められない。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無。

⑻　契約書作成の要否　要。

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記６に同じ。

⑾　評価の担保

１）専任補助者の配置について　受注者は、申請した専任補助者の配置について、工事着手前に提出する施工計画書へ反映させるものとし、監督職員等による履行状況の確認及び検査職員による検査を受けるものとする。

専任補助者は、病気、死亡又は退職等の特別な場合でやむを得ないものとして、分任支出負担行為担当官に承認された場合の外は、変更は認められない。特別な場合でやむを得ず専任補助者を変更する場合は、変更前の専任補助者と同等以上の者を現場に専任させなければならない。

２）若手技術者の配置について　配置予定技術者として申請した若手技術者は、病気、妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業、死亡又は退職等の特別な場合でやむを得ないものとして、分任支出負担行為担当官に承認された場合の外は、変更は認められない。特別な場合でやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記２⑻に掲げる事項を満たす技術者を現場に専任させなければならない。

⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記５⑵により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、優先交渉権者選定通知時点において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認及び一次審査結果の通知を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書を提出したときに限り、中国地方整備局総務部契約課（〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６―30　電話082―221―9231においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められたものは、本競争に参加することができない。

⒀　本業務に係る入札及び開札の手続きは、当該業務に係る令和５年度予算が成立し、予算示達がなされていることを条件とする。

⒁　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tadashi Kanda Director-General of Hiroshima National Road Office, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41, 42

⑶　Subject matter of the contract : Construction work for Transportation Terminal of Kure Station in Route 31